

公園，緑地又は広場に関する基準

1 公園等の配置

- ・開発区域の面積が0.3ha以上5ha未満の開発行為にあっては，開発区域に，面積の合計が開発区域の面積の3%以上の公園，緑地又は広場が設けられていること。ただし，開発区域の周辺に相当規模の公園，緑地又は広場が存する場合，予定建築物等の用途が住宅以外のものであり，かつ，その敷地が1である場合等開発区域の周辺の状況並びに予定建築物等の用途及び敷地の配置を勘案して特に必要がないと認められる場合は，この限りでない。（令第25条第6号）
- ・開発区域の面積が5ha以上の開発行為にあっては，国土交通省令で定めるところにより，面積が一箇所300㎡以上であり，かつ，その面積の合計が開発区域の面積の3%以上の公園（予定建築物等の用途が住宅以外のものである場合は，公園，緑地又は広場）が設けられていること。（令第25条第7号）
- ・開発区域の面積が5ha以上の開発行為にあっては，公園の面積は，1箇所300㎡以上であり，かつ，その面積の合計が開発区域の面積の3%以上であること。（則第21条第1号）
- ・開発区域の面積が5ha以上，20ha未満の開発行為にあってはその面積が1,000㎡以上の公園が1箇所以上，開発区域の面積が20ha以上の開発行為にあってはその面積が1,000㎡以上の公園が2箇所以上であること。（則第21条第2号）

公園，緑地，広場の定義は次による。

イ 公園

主として住民の戸外における休息，観賞，遊戯，運動，その他のレクリエーションの用に供するための施設を設けた公共空地で，規模が街区公園以下のものにあつては公園面積の5割以上が平坦地であり，近隣公園以上にあつては公園面積の7割以上が平坦地であり，土地の傾斜が15度を超えないものをいう。

ロ 緑地

都市における自然地の保全，都市環境の整備若しくは改善，公災害の防止，地域間相互の緩衝，緊急時における避難又は主として歩行者の快適な通行の用に供するため設ける公共空地で，土地の傾斜が30度を超えないものをいう。

ハ 広場

主として，集会，行事等住民相互の交流，都市美の増進，又は都市の象徴若しくは記念の用に供することを目的として設ける公共空地で，土地の傾斜が15度を超えないものをいう。

令第25条第6号のただし書にいう「開発区域の周辺に相当規模の公園，緑地又は広場が存する場合」とは，公園等が当該開発区域から概ね250m以内にあつて，その公園を利用する区域の面積の3%以上であり，かつ区域内の居住者等が支障なく利用できる場合をいう。

設置基準一覧表

| 開発区域の面積 | 公園等の種別 | 開発区域の面積に対する公園等の総面積 | 内 容 | | 備 考 |
|-----------------------|----------------|--------------------|----------------------------------|--------------|--------------------------------|
| 0.3ha以上 ～ 5ha未満 | 公園 緑地 広場 | 3 % 以上 | 0.3ha～1ha 以上 未満 | 1箇所の面積 90㎡以上 | 用途が住宅の場合は、少なくとも1箇所は公園とすること。 |
| | | | 1ha～5ha 以上 未満 | " 150㎡以上 | |
| 5ha以上 ～ 20ha未満 | 公園 | 3 % 以上 | 1箇所300㎡以上（そのうち1,000㎡以上の公園を1箇所以上） | | 用途が住宅以外は公園緑地又は広場のいずれかの設置とすること。 |
| 20ha以上 | 公園 | 3 % 以上 | 1箇所300㎡以上（そのうち1,000㎡以上の公園を2箇所以上） | | |

2 公園の施設計画

- ・面積が1,000㎡以上の公園にあっては、2以上の出入口が配置されていること。
(則第25条第1号)
- ・公園が自動車交通量の著しい道路等に接する場合は、さく又はへの設置その他の利用者の安全の確保を図るための措置が講ぜられていること。
(則第25条第2号)
- ・公園は、広場、遊戯施設等が有効に配置できる形状及び勾配で設けられていること。
(則第25条第3号)
- ・公園には、雨水等を有効に排出するための適当な施設が設けられていること。
(則第25条第4号)

公園の構成、誘致距離は次の表を標準とすること。

| 名 称 | 面 積 | 誘致距離 | 摘 要 |
|------|--------------|-----------|---|
| 児童遊園 | ha以上 0.02 | m以内 80 | 児童を対象とした公園で中層アパート群では100～150戸に1箇所、1戸建住宅群では50戸程度に1箇所（隣保区に1箇所）設ける。 |
| 街区公園 | 0.25 | 250 | 街区内に居住する者を対象とした公園で500戸に1箇所（分区に1箇所）設ける。 |
| 近隣公園 | 2 | 500 | 近隣に居住する者を対象とした公園で、近隣センターと隣接させ、2,000戸に1箇所（住区に1箇所）設ける。 |
| 地区公園 | 4 | 1,000 | 徒歩圏内に居住する者を対象とした公園で、10,000戸に1箇所（4住区に1箇所）設ける。 |

公園内に設置する公園施設は次の表を標準とすること。

| 名 称 | 施 設 |
|---------|---|
| 児 童 遊 園 | 砂場，ブランコ，安全ブランコ，スベリ台，ベンチ，芝生 |
| 街 区 公 園 | 砂場，ブランコ，スベリ台，ステージ，鉄棒，ラタ・シーソ，便所，ジャングルジム，登はん木，石の山，プレイキャッスル，トンネル |
| 近 隣 公 園 | 運動施設.....少年野球場，テニスコート，バレーコート，競技場，プール 休息施設.....樹林地，噴水広場，花だん，築山，ロック・ガーデン 集会施設.....野外ステージ，ベンチ，芝生広場 |
| 地 区 公 園 | 総合運動公園，樹木を中心とした自然公園，子供動物園，植物園，図書館等の文化施設 |

公園施設の計画は次による。

- イ 公園は，柵等により他の敷地から分離すること。
- ロ 公園の出入口は，歩道の設置されていない区画幹線道路以上の道路に設けないこと。
- ハ 児童公園，近隣公園内には，車の乗入れができないよう設計すること。
- ニ 児童遊園等小規模な公園は高層住宅の影とならないよう日照等を考慮すること。
- ホ 街区公園は幹線道路に面しないこと。
- ヘ 近隣公園は地区内の幹線道路に面すること。
- ト 地区公園は地区全体の利用を考え，概ね地区の中心に設けること。
- チ 公園は整形な形状の敷地とすること。

駐車場の設置基準は次による。

- イ 駐車に必要な敷地面積は，1台当り25～30m²を標準とすること。
- ロ 自動車の駐車のために供する部分の面積が500m²以上である駐車場を設ける場合には，自動車の出入口が道路幅員6m以上，縦断勾配9%以下の道路に面すること。

開発行為により整備される公園のうち一箇所の面積が2,500m²以上のものの，出入口，改札口，園路，駐車施設及び案内表示等は岡山市，倉敷市又は津山市以外の市町村の区域では「岡山県福祉のまちづくり条例」（平成12年岡山県条例第1号），岡山市の区域では公園の規模にかかわらず「岡山市くらしやすい福祉のまちづくり条例」（平成13年岡山市条例第58号），倉敷市の区域では公園の規模にかかわらず「倉敷市福祉のまちづくり条例」（平成9年倉敷市条例第24号），津山市の区域では「人にやさしいまちづくり条例」（平成12年津山市条例第54号）の適用を受けます。

| 項 目 | 小 項 目 | 主 な 整 備 基 準 | | |
|------------------|-----------|---|--------------------------|---|
| (1) 出入口及び改札口 | 1) 出入口 | 1 | イ 表面は、粗面又は滑りにくい材料で仕上げ | |
| | | 口 幅は、内法120cm以上 | | |
| | | ハ 縦断勾配は、8%以下 | | |
| | | ニ 車いすが通過する際支障となる段差の解消 | | |
| | | ホ 車止め柵の柵と柵の間隔が90cm以上 | | |
| | 2) 改札口 | 2 | 改札口を設ける場合は1以上 | |
| | | イ 幅は、内法80cm以上 | | |
| | | 口 戸を設ける場合は、車いすで円滑に通過できる戸 | | |
| | | ハ 段差の解消 | | |
| | | ニ 床面は、水平面の確保 | | |
| (2) 園 路 | 1) 園 路 | 1 | 出入口から便所、休憩所等に通ずる園路は1以上 | |
| | | イ 表面は、粗面又は滑りにくい材料で仕上げ | | |
| | | 口 幅員は、内法120cm以上 | | |
| | | ハ 縦断勾配は、8%以下、横断勾配はおおむね水平 | | |
| | | ニ 縦断勾配4%以上の場合は50m以内毎に踏幅150cm以上の水平部分を確保 | | |
| | | ホ 縁石の切り下げ部分は、幅120cm以上すりつけ勾配は8%以下とし、かつ、段差の解消 | | |
| | | ヘ 排水溝を設ける場合は、つえ、車いすの前輪が落ち込みにくい構造の溝ぶた | | |
| | 2) 階 段 | 2 | イ 幅は、内法120cm以上 | |
| | | 口 手すりの設置 | | |
| | | ハ 表面は、粗面又は滑りにくい材料で仕上げ | | |
| | | ニ 高低差300cm以内ごとに踏幅140cm以上の踊場の設置 | | |
| | | ホ 段の上端及び下端に接する部分に注意喚起用床材の敷設 | | |
| | 3) 併設の傾斜路 | へ | (1) 幅は、内法90cm以上 | |
| | | (2) 縦断勾配は、8%以下 | | |
| | | (3) 高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場の設置 | | |
| | | (4) 手すりの設置 | | |
| | | (5) 表面は、粗面又は滑りにくい材料で仕上げ | | |
| | | (6) 傾斜路の上端及び下端に接する部分に注意喚起用床材の敷設 | | |
| | (3) 駐車施設 | 1) 車いす使用者用駐車施設 | | 多数の者が利用する駐車場で、100台以下の場合1台以上、100台を超える場合は100台ごとに1台加算した数 |
| | | | イ 出入口に近い位置 | |
| | | | 口 幅350cm以上 | |
| ハ 車いす使用者用である旨の表示 | | | | |
| ニ 水平面の確保 | | | | |
| 2) 通 路 | | イ 「(2)園路」と同じ | | |
| (4) 案内表示等 | | 案内表示等 | 1 | 高齢者、障害者等に配慮した高さ、文字の大きさ、色合い等 |
| | 2 | | 必要に応じて誘導用床材の敷設、音声誘導装置の設置 | |